外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である津久井修司が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十七年七月十五日

東京都八王子市元八王子町二丁目二〇五二番地一リーブァ城山二〇七号

株式会社東京グッドライフアカデミー

日本における代表者　津久井修司

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である秋元春生が退任する事に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十七年七月十五日

東京都港区南青山二丁目二番一五号ウィン青山九四二　Frontier Semiconductor

日本における代表者　秋元　春生

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者であるフィリッポフ・パベルが退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十七年七月十五日

新潟市北区太夫浜新町二丁目一四番一三号パラレー555

日本における代表者

フィリッポフ・パベル

限定承認公告

本籍埼玉県川口市前川一丁目八五八番地、最後の住所埼玉県川口市前川一丁目四番三号

被相続人　亡　徳宿　勉

右被相続人は平成二十七年三月九日死亡し、その相続人は平成二十七年七月六日さいたま家庭裁判所家事部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年七月十五日

埼玉県さいたま市南区白幡三―一三―四第二隆伸ビル二〇二　むつみ法律事務所

相続財産管理人徳宿冨枝

代理人弁護士　高宮　大輔

限定承認公告

本籍東京都江戸川区中央二丁目二五番、最後の住所東京都江戸川区中央二丁目二五番一一号

被相続人　亡　小木　春江

右被相続人は平成二十七年二月二十六日死亡し、その相続人は平成二十七年七月六日東京家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年七月十五日

東京都江戸川区中央二丁目二五番一一号

相続財産管理人　小木　定雄

限定承認公告

本籍長崎県佐世保市相浦町一四〇七番地、最後の住所長崎県佐世保市愛宕町一一一番地四一

被相続人　亡　柏木　岩夫

右被相続人は平成二十七年三月二十一日死亡し、その相続人は平成二十七年六月二十三日長崎家庭裁判所佐世保支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年七月十五日

長崎県佐世保市愛宕町一一一番地四一

相続財産管理人　柏木　浩一

第二種金融商品取引業の廃止の公告

当社は、平成二十七年八月三十一日をもって第二種金融商品取引業を廃止することといたしました。

金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法並びに第二種金融商品取引業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告いたします。

平成二十七年七月十五日

東京都八王子市横山町三番一二号

株式会社エスエストラスト

代表取締役　杉本　浩司

第二種金融商品取引業の廃止の公告

当社は平成二十七年八月三十一日をもって第二種金融商品取引業を廃止することと致しました。

金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法並びに第二種金融商品取引業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告いたします。

平成二十七年七月十五日

東京都新宿区新宿六丁目二四番一六号

新栄不動産ビジネス株式会社

代表取締役　新田　隆範

第二種金融商品取引業の廃止の公告

当社は、平成二十七年八月十八日をもって第二種金融商品取引業を廃止することと致しました。

金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法並びに第二種金融商品取引業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告いたします。

平成二十七年七月十五日

大阪市中央区南船場四丁目一三番一二号南船場ＯＭビル六―Ａ　株式会社マリン通商

代表取締役　神原　健司

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき、優先資本金の額を金八億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の確定した最終事業年度はありません。

平成二十七年七月十五日

東京都千代田区丸の内三丁目一番一号東京日光特定目的会社

共同会計事務所内

取締役　臼井　正志

訂正公告

平成二十七年七月三日（号外第一五〇号）掲載の決算公告（枠組）中「**第６期決算公告**」とあるは「**第７期決算公告**」の誤りにつき訂正します。

平成二十七年七月十五日

東京都中央区銀座一丁目七番七号

株式会社金鳳堂

代表取締役　永田　次郎

正誤

ページ	段	行	誤	正
九下	一二		適用しない。	適用しない。

平成二十七年三月十九日（号外第五十九号）厚生労働省告示第七十四号（指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件）

（原稿誤り）

（印刷誤り）

平成二十七年六月十九日公布政令第二百五十一号（毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令）

（印刷誤り）

ページ	段	行	誤	正
五一下		一	実施計画書	実施計画
五三	上	一一（終りから）	厚生労働大臣に	厚生労働大臣が

平成二十六年二月二十五日（号外第三十七号）国土交通省告示第百五十三号（長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準の一部を改正する件）

（原稿誤り）

五一ページ上段終りから四行目は次のとおりの誤り。

場合においては、算定しない。また、短期集中個別リハビリテーション実施加算又は認知症短期集中リハビリテーション実施加算を算定していた場合においては、利用者の急性増悪等によりこの注イを算定する必要性についてリハビリテーション会議（指定居宅サービス基準第80条第５号に規定するリハビリテーション会議をいう。）により合意した場合を除き、この注イは算定しない。

（原稿誤り）

ページ	段	行	誤	正
一九下		一	一九に改め	「又はＹ18」を「又はＹ18」に改め
〃	〃	〃	」を削り	若しくはＹ22
〃	〃	〃	二〇又はＹ22	

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　七月十五日付第一五八号三府調達第一三二号五六ページ

二ページ●同日付第一五九号一二八ページ●同日付政ジ●五月十八日付参会第一八号一二ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局

電話　03（3587）4294

定価　一ヵ月一六四一円（本体一五二〇円）　本号一部一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）